船橋市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業実施要綱

令和5年4月1日
船障第9042号

（目的）

第1条 この要綱は、重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供し、もって、障害者の社会参加を促進することを目的として実施する船橋市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条　本事業の実施主体は、船橋市（以下「本市」という。）とする。

（定義）

第3条 この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

（1）重度障害者　第4条第1項に該当する者をいう。

（2）支給決定　支給の可否を決定し、支給する旨の決定を行うことをいう。

（3）支給決定障害者等　支給決定を受けた障害者または障害児の保護者をいう。

（4）支援員　第 14 条第 1 項に規定する要件に該当する者をいう。

（対象者）

第4条 本事業の対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「総合支援法」という）第19条第2項に基づく支給決定を本市にて行った者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）総合支援法第28条第1項第2号に基づく重度訪問介護の利用者もしくはそれに準ずる者

（2）入学後に停学その他の処分を受けていない者

（3）学修の意欲があり、適切に単位を修得する者

（大学等の要件）

第5条 本事業の対象となる大学等は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学等（大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校）とする。また、本事業は、大学等が対象者に対する修学に係る支援体制を構築できるまでの間において支援を提供するものであることから、修学先の大学等については次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること。

（2）大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の

構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。

（事業内容）

第6条　本事業は、第4条の要件に該当する者に対して、第14条第1項に規定する支援員によって提供される、大学等への通学や学校内の活動における支援に要する費用（以下「サービス提供費」という。）について、毎年度、本事業の支援を行う事業所（以下「事業所」という。）が支援したことにより発生する給付費を当該障害者に支給することにより実施することとする。

（支給の申請等）

第7条　本事業費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業費支給申請書兼利用者負担額減免申請書兼利用者負担額変更申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が当該書類の内容を確認することができるときは、その添付を要しない。

（1）船橋市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業利用計画書（第2号様式）

（2）大学等に在籍し、又は在籍することが決定していることを証する書類

（3）船橋市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業承諾書（第3号様式）

（4）大学等が作成した障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口の運営規定並びに大学の支援体制の構築の進捗状況が分かる書類

（5）本事業を受ける月の属する年度（本事業を当該年度の最初に受ける月が4月から6月までのときは、前年度）に係る第15条第3項第2号イに規定する市町村民税の課税状況を示す書類

（6）当該申請に係る申請者の属する世帯の構成及び当該申請者の年齢を示す書類

（7）その他市長が必要があると認める書類

2　市長は、前項の規定による申請があったときは、支給決定障害者等に対し、市長が月を単位とする本事業の利用時間数の上限（以下「支給量」という。）を定めた上で、船橋市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業費支給決定通知書（第4号様式）（以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。

3　市長は、前項の規定により支給決定を行わないときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（支給期間）

第8条　支給申請を受けた場合において、本事業費の支給期間は、決定通知書の交付を受けた日後最初に到来する3月31日または当該大学等の支援体制が構築されると見込まれる期間のうちいずれか早い期間とする。ただし、当該支給決定期間の終了をもっても大学等における必要な支援体制の構築が十分でないと市長が

認めた場合は、更新することができるものとする。

2 前条の規定は、この条の前項ただし書の規定による更新の申請及び当該申請に係る支給決定について準用する。

（支給決定の取消し等）

第9条 市長は、支給決定障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消すことができる。この場合において、支給決定障害者等が第4号に該当するときは、支給した本事業費の全部若しくは一部に相当する額を返還させるものとする。

（1）死亡又は転居により本市の障害福祉サービスの支給対象外となったとき。

（2）大学等を卒業又は退学したとき。

（3）第4条に規定する支給の要件に該当しなくなったとき。

（4）不正又は虚偽の申請により支給決定を受けたとき。

（5）その他市長が本事業費の支給を不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消すときは、その旨を船橋市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業費支給取消通知書（第5号様式）により当該取消しに係る支給決定障害者等に通知し、決定通知書及び船橋市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業費利用者負担額減免決定通知書兼支給変更決定通知書（第7号様式）（以下「変更決定通知書」という。）の返還を求めるものとする。

（申請内容の変更の届出等）

第10条 支給決定障害者等は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更が生じたときは、船橋市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業費支給決定事項変更申請（届出）書（第6号様式）に決定通知書もしくは変更決定通知書及び変更事項を証する書類を添えて、市長に申請し、又は届出なければならない。ただし、市長が当該変更事項を証する書類の内容を確認することができるときは、その添付を要しない。

（1）当該申請又は届出を行う支給決定障害者等の支給量等、氏名、居住地、生年月日、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）、連絡先、その他の登録した事項

（2）当該申請又は届出を行う支給決定障害者等が障害児の保護者である場合は、当該障害児の氏名、生年月日、個人番号及び当該障害児の保護者との続柄

2 前項の規定による申請又は届出の区分については、現に受けている支給量等の支給決定に係る事項の変更にあっては申請とし、居住地等の軽易な事項の変更にあっては届出とする。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給決定を行ったときは、その旨を変更決定通知書により当該支給決定障害者等に通知するも

のとする。

4 第7条の規定は、第1項の規定による申請に添えるべき書類及び当該申請に係る支給決定について準用する。

（通知書の再交付）

第11条 市長は、決定通知書を破り、汚し、又は失った支給決定障害者等から、支給決定の支給期間内において、決定通知書の再交付の申請があったときは、決定通知書を交付しなければならない。

2 前項の決定通知書の再交付の申請は、船橋市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業費支給決定通知書再交付申請書（第8号様式）により行うものとする。

（利用終了の届出）

第12条 支給決定障害者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに船橋市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業費支給終了届（第9号様式）を、市長に届け出なければならない。

（1）停学その他の処分を受けたとき。

（2）大学等を卒業又は退学したとき。

（3）大学等を休学したとき。

（4）第4条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。

（5）本事業の利用を辞退したとき。

（6）前各号に掲げるもののほか、事業の利用の必要がなくなったとき 。

（事業所）

第13条 事業所は、総合支援法第5条第3項に規定する重度訪問介護の事業を行う事業所であり、かつ、総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスの指定を受けた事業所であって、支給決定障害者等が第7条の規定による申請において指定し、支援を提供するに相応しいものとして市長が認めたものとする。

2 事業所は、大学等に当該支給決定障害者等の身体状況及び適切な支援方法等について情報提供を行うとともに、当該大学等における支援体制の構築に協力することが可能であること。

3 事業所は、支援の提供にあたっては、船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第62号）第4章に定める運営基準と同等の運営体制を確保するものとする。

4 事業所は、大学等及び本市等の関係機関との緊密な連携を図ることにより、支援を適切かつ効果的に行うものとする。

5 事業所は、支給決定障害者等に対して支援員を派遣したときは、支援内容等について支援記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。

6 事業所は、支援員が派遣に従事する時間について、労働基準法等の関係法令に従い、適切なものとなるよう留意しなければならない。

（支援員）

第14条　支援員は、前条第13条第1項に規定する重度訪問介護に従事している者であって、当該支給決定障害者等の命の危険回避のための支援を行うことができる者でなければならない。

2　支援員は、派遣に従事する際には大学等の指示に従うとともに、その身分を示す証明書を携行し、支給決定障害者等又は大学等から提示を求められたときは、これを掲示しなければならない。

3　支援員の派遣の時間は、30分を単位とする。

4　派遣する時間は、自宅から大学等までの通学時間及び大学等の授業日程等から、必要な時間を月単位で決定する。

（事業費の支給額）

第15条　市長は、支給決定障害者等で本事業を利用したものに対し、本事業に要したサービス提供費について、本事業費を支給する。

2　本事業を受けようとする支給決定障害者等は、第13条第1項に規定する事業所に対して決定通知書を提示し、本事業に係る必要な支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3　本事業費の支給額は、ひと月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1)　同一の月に利用した本事業について、本事業に通常要するサービス提供費につき、別表に定める額（その額が現に本事業に要したサービス提供費（以下「本事業に要したサービス提供費」という。）の額を超えるときは、当該本事業に要したサービス提供費の額）を合計した額

(2)　以下のアからエまでに掲げる支給決定障害者等の属する世帯（当該支給決定障害者等が障害者である場合にあっては、当該障害者及びその配偶者に限る。以下「受給世帯」という。）の区分に応じ、当該アからエまでに定める額（当該額が前号に掲げる額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する

ア　イからエまでに掲げる受給世帯以外の受給世帯　37,200円

イ　次に掲げる受給世帯（エに掲げる受給世帯を除く。）　9,300 円

(ｱ)　住民税所得割額（地域生活支援サービス事業を受けた月の属する年度（当該地域生活支援サービス事業を当該年度の最初に受けた月が 4 月から 6 月までのときは、前年度。以下「被事業年度」という。）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割（同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 に定める規定によ

る控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)をいう。以下同じ。)が 28 万円未満である受給世帯(支給決定障害者等が指定障害者支援施設等(法第 34 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)に入所する者(20 歳未満の者に限る。)及び療養介護(法第 5 条第 6 項に規定する療養介護をいう。以下同じ。)に係る法第 19 条第 1 項に規定する支給決定を受けた者(20 歳未満の者に限る。)である受給世帯に限る。)

(ｲ) 住民税所得割額が 16 万円未満である受給世帯(支給決定障害者等が指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る法第19条第1項に規定する支給決定を受けた者以外のものである受給世帯に限る。)

ウ 住民税所得割額が 28 万円未満である受給世帯(支給決定障害者等(当該支給決定障害者等が指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る法第 19 条第 1 項に規定する支給決定を受けた者以外のものである場合に限る。)が障害児の保護者である受給世帯に限り、イ及びエに掲げる受給世帯を除く。) 4,600 円

エ 被事業年度分の市町村民税(地方税法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。)が非課税の受給世帯(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された場合を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合を除く。)又は生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者若しくは同条第 2 項に規定する要保護者のうちアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を次条第 1 項に規定する利用者負担額としたならば同法第 2 条に規定する保護を必要とする状態となる者であって、同項に規定する利用者負担額を 0 円としたならば保護を必要としない状態となるもの若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 1 項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 127 号)附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 106 号)附則第 2 条第 1 項又は第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)を受けている者の属する受給世帯 0 円

4 前項第2号に規定する住民税所得割額を算定する場合には、省令第26条の3に定める算定方法によるものとする。

(利用者負担額)

第16条 本事業の支給決定障害者等が負担する額(以下「利用者負担額」という。)

は、別表に定めるサービス提供費に100分の10を乗じた額とする。ただし、支給決定障害者等が負担する上限月額は、前条に規定する額とする。

2 事業所は、支給決定障害者等に対して支援を行ったときは、当該支給決定障害者から前項の規定により算定した利用者負担額の支払を受けるものとする。

3 利用者負担額は本条第1項に定めるもののほか、総合支援法に定める障害福祉サービスの取扱いを準用する。

（利用者負担額の変更）

第17条 支給決定障害者等は、利用者負担額を変更する必要があると認めるときは、申請書にその事由を証する書類を添えて、市長に利用者負担額の変更の申請をすることができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用者負担額の変更の可否を決定し、その旨を変更決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

（利用者負担額の減免等）

第17条の2 市長は、支給決定障害者等が災害その他の特別な事情により、利用者負担額を負担することが困難であると認める場合は、1月につき、当該利用者負担額から、当該利用者負担額に別に定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を控除して得た額を、支給額に加えて本事業費として支給することができる。

2 前項の規定による支給を受けようとする者は、申請書に別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、その旨を変更決定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

（支払申請）

第18条 事業所は、支給決定障害者等に対してサービス提供を行ったときは、船橋市重度訪問介護利用者等大学等修学支援給付費代理受領に係る申請書（第10号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）船橋市重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業費明細書（第11号様式）

（2） 船橋市重度訪問介護利用者等大学等修学支援サービス提供実績記録票（第12号様式）

2 市長は、事業所から前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、適当と認められるときは、支払うものとする。

（代理受領）

第19条 市長は、支給決定障害者等が事業所からサービス提供を受けた場合、事業所は、委任状（第13号様式）に基づき支給決定障害者等に代わって本事業費の支

払いを受けるものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に本事業費の支払いがあったものとみなす。

3 事業所は、第1項による支払いを受けたときは、当該支給決定障害者等に対して、本事業費として受領した旨を通知しなければならない。

（報告等）

第20条　市長は、必要があると認めるときは、支給決定障害者等及び事業所若しくは事業所であった者又は事業所の従業者であった者（以下「支給決定障害者等及び事業所等」という。）に対し、報告、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは支給決定障害者等及び事業所等に対し出頭を求め、又は当該職員に支給決定障害者等及び事業所等に対して質問させ、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（不正利得）

第21条　市長は、偽りその他不正の手段により本事業費の支給を受けた事業所があるときは、その事業所から、本事業費に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

（第8条関係）所要時間	サービス提供費
30分以上1時間未満	1,135円
1時間以上1時間30分未満	2,270円
1時間30分以上2時間未満	3,405円

2時間以上2時間30分未満	4,540円
2時間30分以上3時間未満	5,675円
以後30分ごとに加算	1,135円